

秋田県医療保健福祉計画【中間見直し版】(案)の概要について

趣旨

秋田県医療保健福祉計画（第7次医療計画（平成30年度～令和5年度））では、3年毎に調査・分析の上、「在宅医療その他必要な事項」については、必要に応じて、計画の見直しを行うこととしている。

※医療計画（医療法第30条の4第1項）地域の実情に応じて、都道府県が医療提供体制の確保を図るための計画

○5疾患：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

○5事業及び在宅医療：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、在宅医療

○その他：結核・感染症対策、地域医療構想、医師の確保、医療従事者（医師除く）の確保、外来医療の確保など

見直しに係る経緯

○国での中間見直しの方針

- ・R02.03：国の「医療計画の見直しに関する検討会」において、第7次医療計画の中間見直しに係る意見がまとまる
- ・R02.05：都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の状況を見つめ、見直しを令和2～3年度中に行うよう通知

○本県での中間見直しの方針

- ・R02.10：県医療審議会及び計画部会において、国の検討会での意見を踏まえ、令和2年度中に見直しを行う方針を決定
- ・R03.03：中間見直しの時期を、令和2年度中から令和3年度まで延長することを決定

中間見直しの概要

基本的な考え方

「平成29年度の第7次医療計画策定時から、計画を取り巻く環境が大きく変化するなど、計画変更を行う必要性が高い分野について、次の3つの考え方に基づき実施」

- 法に基づく計画の見直しや計画の策定を通じ、目標値の変更のほか、医療提供体制に係る新たな対策の追加に伴う計画変更（【がん】、【脳卒中】、【心筋梗塞等の心血管疾患】、【精神疾患】、【在宅医療】）
- 国で設置した「医療計画の見直しに関する検討会」において、計画の変更が必要と意見のあった事項に係る計画変更（【災害医療】、【周産期医療】、【小児医療】）
- 第7次医療計画策定後、医療機関の体制整備などに伴う医療提供体制の現況を反映した計画変更（【精神疾患】）

※計画の変更なし：【糖尿病】、【救急医療】、【へき地医療】

【がん】

第3期秋田県がん対策推進計画の中間見直しを踏まえ、市町村によるがん検診などの予防のほか、がん診療連携拠点病院に係る医療提供体制などの変更

○市町村が実施するがん検診の受診率（目標50%）

- ・胃（実績(H30)：10.3%）
- ・大腸（実績(H30)：11.8%）
- ・肺（実績(H30)：9.1%）
- ・子宮頸（実績(H30)：14.1%）
- ・乳房（実績(H30)：17.7%）

※がん検診受診率の算出方法は、中間見直しにより、全国比較可能な国調査結果によることとした。

○がん医療提供体制

- ・がん診療連携拠点病院（実績(R2)：4病院）→（目標(R5)：6病院）
- ・緩和ケア病棟を有する病院数（実績(H29)：県央1、県南1）→（目標(R5)：県北1、県央2、県南1）

【脳卒中】・【心筋梗塞等の心血管疾患】

秋田県循環器病対策推進計画の策定を踏まえ、脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患の医療提供体制の構築に係る新たな取組の追加

○脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患の医療提供体制

- ・「一次脳卒中センター」、「血栓回収脳卒中センター」などの脳卒中治療の拠点となる医療機関の体制整備に向けた取組を追加
- ・全県的な経皮的冠動脈インターベンション（PCI）実施可能な体制整備を追加
- ・経皮的カテーテル心筋焼灼術（アブレーション）を集中的に実施する医療機関の体制整備を追加
- ・経カテーテル的大動脈弁置換術（TAVI）が実施可能な体制整備を追加

【精神疾患】

第6期秋田県障害福祉計画の策定を踏まえ、新たな目標設定のほか、アルコールやギャンブル依存症対策に係る計画の策定、秋田大学自殺予防総合研究センターへの支援、精神疾患ごとの医療機能を担う医療機関を追加

○退院後の平均生活日数

精神病床から退院後1年以内の平均生活日数（実績(H28)：308日）→（目標(R5)：316日）

●統合失調症

治療抵抗性統合失調症治療薬（クロザピン）を導入する医療機関の増（6施設(H29)）→9施設（実績(R2)）

●依存症

秋田県アルコール健康障害対策推進計画、秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定を追加

●自殺対策

秋田大学自殺予防総合研究センターが行う自殺予防対策に係る研究などへの支援を追加

●災害精神医療

DPAT編成医療機関の増加（0施設(H29)）→6施設（実績(R2)）

【災害医療】

秋田県災害救護計画の改訂を踏まえ、「保健医療調整本部」の役割を明記するほか、「災害時小児周産期リエゾン」の必要性や指標設定などの追加

○災害医療に係る体制

- ・保健医療活動の総合調整を行うため、「災害医療対策本部」を「保健医療調整本部」に変更
- ・災害拠点病院の更新のほか、DMA T指定病院やDMA Tチームの増加
- ・「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」を追加

○災害医療コーディネートチーム

- ・「災害医療コーディネーター」の増加などの状況を追加（実績(H29)：9名）→（実績(R3)：27名）
- ・「災害時小児周産期リエゾン」の配置状況を追加（実績(R2)：4名（周産期2名・小児2名））

【周産期医療】・【小児医療】

秋田県災害救護計画の改訂を踏まえ、「災害時小児周産期リエゾン」などの追加

○周産期医療

- ・災害時小児周産期リエゾンの必要性や配置状況を追加（実績(R2)：2名）
- ・人材確保に向け、スキルの維持や向上が図られるよう、症例数の減少を補う取組の必要性を追加
- ・リエゾンによる搬送受入や診療に係る体制構築を追加

○小児医療

- ・小児医療に係る体制整備に必要な事項を協議・検討するため、新たに「秋田県小児医療協議会」を設置
- ・「こども救急電話相談室」の相談時間を、深夜帯（翌8時）まで拡充したことを追加
- ・災害時小児周産期リエゾンの必要性や配置状況を追加（実績(R2)：2名）

【在宅医療】

高齢化の進展、また、第8次介護保険事業計画での在宅医療に係る対応強化を踏まえ、新たな取組の追加

○ACP（アドバンスケアプランニング：人生会議）

- ・人生の最終段階における医療について、県民の关心を高める必要性を追加
- ・県民に対し、ACP（愛称：人生会議）の普及・啓発を図ることを追加

【結核・感染症対策】

次期第8次医療計画（令和6年度～）の記載事項に「新興感染症等の感染拡大における医療」が追加となることから、今後の策定に向けて意見を聴取

【医療従事者の確保】

看護職員需給推計について、第8次介護保険事業計画での介護施設等の見通しなどの状況を踏まえ、推計値を据え置くこととし、引き続き、看護職員の確保対策を推進

【秋田県看護職員需給推計(H30)】

区分	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
需 要 数	13,780.7	13,887.1	13,979.4	14,033.5	14,078.3	14,142.0
供 給 数	13,632.0	13,738.2	13,822.4	13,893.4	13,951.4	13,996.2